

# 町民税・県民税 森林環境税 特別徴収のしおり

## 目次

- P.2～ 4 特別徴収事務の概要
- P.5～ 6 異動届出書の提出について
- P.7～18 各種届出様式・eLTAXのご紹介

八郎潟町 税務会計課

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地

TEL:018-875-5807 FAX:018-875-3096

<https://www.town.hachirogata.akita.jp>

## 特別徴収対象事業所 御中

日頃より個人住民税特別徴収事務へのご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この「特別徴収のしおり」は、事務が円滑に進むよう、注意事項や各種届出様式等をまとめたものです。

町ホームページにも様式データ等を掲載しておりますのでご活用ください。

## 同封した書類

以下の書類を同封しましたのでご確認ください。

- 1 納入書(年税額0円・共通納税等をご利用の事業所を除く)
- 2 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)  
(電子通知希望の事業所除く・3も同じ)
- 3 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)  
※中を開かずに本人へ配布してください。

## 通知書に特別徴収できない方が含まれていた場合

給与支払報告書の提出後に退職したが届け出ていない、普通徴収の理由が不明・不適切等の場合には、貴事業所での特別徴収として通知書を送付していることがあります。

特別徴収できない方が含まれていた場合は、その方宛の税額通知書を同封のうえ、直ちに給与所得者異動届出書(P.13)を提出してください。

## 月割額の徴収・納入について

特別徴収義務者用の税額通知書に記載された各納税義務者の月割額をご確認のうえ、6月から翌年5月までの毎月の給与から徴収してください。

徴収した月割額の合計額を、翌月10日(休日の時は10日以降最初の平日)までに下記の指定金融機関等で納入してください。

- ・八郎潟町役場税務会計課
- ・北都銀行
- ・秋田銀行
- ・秋田信用金庫
- ・あきた湖東農業協同組合
- ・東北6県内の郵便局
- ・ゆうちょ銀行

## 指定金融機関等がお近くにない場合

お近くの郵便局・ゆうちょ銀行に指定通知書(P.9)をご提出いただくことで、東北6県内と同様に納入することができます。提出先の名称変更等がない限り有効ですので、毎年ご提出いただく必要はございません。

## 納期限後の納入について

特別の理由なく月割額を納期限までに納入しなかった場合には、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ延滞金が増算されます。

また、納期限までに納入しなかったために督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日経過した日までにその税金を完納されない場合には、滞納処分を受けることとなります。

## 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける方(当町以外の方含む)が常時10人を下回る事業所に限り、納期の特例に関する申請書(P.11)をご提出いただくことで月割額の納入を年2回で済ませることができます。(滞納状況等により申請を承認できない場合や、承認を取り消す場合もございます。)

# 異動届出書の提出について

給与の支払いを受けなくなる方や、特別徴収を開始・再開される方がいる場合には、直ちに異動届出書(①~③:P.13、④:P.15)をご提出ください。届出が遅れると、従業員様に不利益が生じる場合もありますので、お忘れのないようにご注意ください。

なお、納入書は再送いたしませんので、お手元の納入書の金額を訂正してお使いください。また、特記事項がない場合には送付文書等は不要です。

## ① 転勤先で特別徴収する場合

転勤先で引き続き特別徴収を行う場合には、必ず届出書に転勤先の所在地・名称等をご記入ください。

## ② 未徴収税額を一括徴収する場合 (翌年1月以降必須)

未徴収の税額を退職金や最後の給与等から差し引いて納入する場合は、その税額及び何月分の月割額とあわせて納入するかを届出書にご記入ください。

翌年1月以降の異動者の未徴収税額は、本人の申出がなくても、一括徴収することが義務づけられています。

### ③普通徴収により納税義務者本人が納める場合

12月末日までに異動され、未徴収税額の一括徴収の申出がない方は、残額を本人が納付書等で直接納付(普通徴収)することになります。

当町の普通徴収の納期は6月・8月・10月・12月の4回です。届出後に到来する納期に残額を振り分けるため、特別徴収より各納期の納付額は高くなります。事前に納税資金をご準備いただくよう、異動者へご説明ください。

### ④特別徴収を開始・再開する場合

普通徴収となっている方を特別徴収に切り替える場合には、通常の異動届出書でなく特別徴収への変更依頼書をご提出ください。

なお、納期限を過ぎたもの、過年度の追徴分等は、未納であっても特別徴収にできません。本人が納付するようにご指導願います。

## 事業所の所在地や名称等に変更がある場合

事業所の所在地や名称、連絡先などを変更した場合や、書類の送付先を変更したい場合には、所在地・名称変更届出書(P.17)をご提出ください。代表者の変更については届出不要です。

# 各種届出様式・eLTAXのご紹介

個人住民税の特別徴収に関する各種届出の様式と記載例を掲載します。コピーしていただくか、町ホームページから様式をダウンロードしてご利用ください。

また、様式名の後ろに(eL)と記載のあるものは、eLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申請が可能です。チェック機能でデータの不備を送信前に確認・修正でき、発送にかかるコストも削減できます。既にeLTAXをご利用の場合は、eLTAXでのご申請をおすすめします。

eLTAXは、インターネットに接続可能なPCがあれば無料でご利用いただけます。当町の指定金融機関等以外の口座からも地方税の納付・納入を行えるといった利点もありますので、まだ利用されていない事業所様も、この機会にぜひ導入をご検討ください。

eLTAXの詳細につきましては、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。eLTAXヘルプデスク(TEL:0570-081459)へお問い合わせください。

# 様式目次

P. 9~10 指定通知書

P.11~12 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書(eL)

P.13~14 給与所得者異動届出書(eL)

P.15~16 給与所得者異動届出書(特別徴収への変更依頼書)(eL)

P.17~18 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書(eL)

令和 年 月 日 9

\_\_\_\_郵便局長 様

ゆうちょ銀行\_\_\_\_長 様

八郎潟町長職務代理者 八郎潟町副町長 小野 良幸

(公印省略)

### 指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局・店を当町の町民税・県民税・森  
林環境税特別徴収の取扱機関に指定しましたので通知します。

#### 記

口座番号 022220-5-960873

加入者名 八郎潟町会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 仙台貯金事務センター

事業所名 \_\_\_\_\_

(指定番号: \_\_\_\_\_)

## 記入例

令和8年5月29日

10

八 郎 鴻 郵便局長 様

ゆうちょ銀行 \_\_\_\_\_ 長 様

八郎鴻町長職務代理者 八郎鴻町副町長 小野 良幸

(公印省略)

### 指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局・店を当町の町民税・県民税・森  
林環境税特別徴収の取扱機関に指定しましたので通知します。

#### 記

口座番号 02220-5-960873

加入者名 八郎鴻町会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 仙台貯金事務センター

事業所名 株式会社 8・エンタテインメント

(指定番号: 8 8 8 8 8 8 8)

### 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

地方税法第321条の5の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請いたします。

八郎潟町長職務代理者 殿  年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ											担当者 連絡先	所 属	
		氏名又は名称												氏 名	
		個人番号 又は法人番号													←個人番号は 右詰で記載
特例の適用を受けようとする税額		年 月以降に納期が到来する特別徴収税額													
申請日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額  ※八郎潟町外を含む事業所全体の人員及び支払額を記載すること。  ※( )内には臨時勤務者の人数と支払金額を記載すること。	月 区 分	給 与 支 払 人 員					給 与 支 払 額								
	年 月	人 (内臨時 人)					円 (内臨時 円)								
	年 月	人 (内臨時 人)					円 (内臨時 円)								
	年 月	人 (内臨時 人)					円 (内臨時 円)								
	年 月	人 (内臨時 人)					円 (内臨時 円)								
	年 月	人 (内臨時 人)					円 (内臨時 円)								
町税等の滞納又は納付・納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細															
申請の日1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日		有( 年 月 日承認取消) ・ 無													
備 考															

※前年度までに納期の特例の承認を受けている事業所については提出不要

※給与の支払を受ける者が常時10人以上の事業所は特例の適用不可

# 記入例

## 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

地方税法第321条の5の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請いたします。

八郎潟町長職務代理者 殿  令和8年8月8日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者)	所在地	〒018-1692 八郎潟町字大道80番地										特別徴収義務者 指定番号	8888888			
		フリガナ	エイトエンタテインメント										担当者 連絡先	所属	給与係		
		氏名又は名称	株式会社8・エンタテインメント											氏名	ニャンパチ		
		個人番号 又は法人番号	4	0	0	0	0	2	0	0	5	3		6	3	5	←個人番号は 右詰で記載
特例の適用を受けようとする税額		令和 8年 9月以降に納期が到来する特別徴収税額															
申請日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額  ※八郎潟町外を含む事業所全体の人員及び支払額を記載すること。  ※( )内には臨時勤務者の人数と支払金額を記載すること。	月区分	給与支払人員					給与支払額										
	令和8年2月	8人(内臨時 2人)					1,800,000円(内臨時 300,000円)										
	令和8年3月	7人(内臨時 1人)					1,650,000円(内臨時 150,000円)										
	令和8年4月	9人(内臨時 3人)					1,950,000円(内臨時 450,000円)										
	令和8年5月	6人(内臨時 0人)					1,500,000円(内臨時 0円)										
	令和8年6月	6人(内臨時 0人)					1,500,000円(内臨時 0円)										
	令和8年7月	6人(内臨時 0人)					1,500,000円(内臨時 0円)										
町税等の滞納又は納付・納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細																	
申請の日1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日		有( 令和 年 月 日承認取消) ・ <input checked="" type="radio"/> 無															
備考																	

※前年度までに納期の特例の承認を受けている事業所については提出不要

※給与の支払を受ける者が常時10人以上の事業所は特例の適用不可

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

												年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度									
八郎潟町長職務代理人 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地		〒												特別徴収義務者 指定番号				
年 月 日提出				フリガナ														担当者 連絡先	所属			
				氏名又は名称															氏名			
				個人番号 又は法人番号																	電話	
給与 所得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏 名																					
	生年月日		年 月 日				月 から		月 から		年		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 払少額 6. 合併 7. その他 職 長 不 定 期 解 散 他 右 か ら 番 号 を 記 入		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							
	個人番号						月 まで		月 まで		月 月											
	受給者番号										日		事由・理由									
	1月1日 現在の住所																					
異動後の 住所				円		円		円														
1. 特別徴収継続の場合																						
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号		新規		法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を							
	所在地		〒												月分(翌月10日納入期限分)から							
	フリガナ														徴収し、納入するよう連絡済みです。							
	氏名又は名称														受給者番号							
														納付書の要否		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要						
2. 一括徴収の場合																						
理 由	1. 異動が		年12月31日までで、一括徴収の申出があったため				徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、  月分(翌月10日納入期限分)  で納入します。											
	2. 異動が		年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				月 日		円													
3. 普通徴収の場合																						
理 由	1. 異動が		年12月31日までで、一括徴収の申出がないため								※市 町村 記入 欄											
	2.		年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																			
		3. 死亡による退職であるため																				



給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書(特別徴収への変更依頼書)

八郎潟町長職務代理者 殿  年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)			
		フリガナ											担当者 連絡先	所 属			
		氏名又は名称												氏 名			
		個人番号 又は法人番号															

給 与 所 得 者	フリガナ											普通徴収	年 税 額		円											
	氏 名												受給者番号											納付済額		円
	生年月日	年	月	日	異動年月日	年	月	日											納付済期	月随時分 期分		まで				
1月1日 現在の住所																					特別徴収開始予定月	月分(翌月10日納入期限分)				
現 在 の 住 所																					納付書の要否	要・不要				
備 考																					※市町村記入欄					

※二重納付を防ぐため、未納分の普通徴収の納付書がある場合は、この届出に添付するか破棄してください。

※納期限を過ぎているもの、過年度のものは特別徴収に切り替えることができません。必ず本人が納付するようにお伝えください。

※年税額が0円の方、全額を納付済の方については届出の必要はありません。

# 記入例

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書(特別徴収への変更依頼書)

八郎瀧町長職務代理者 殿  令和8年6月5日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者)	所在地	〒018-1614 八郎瀧町字中田 6 7 番地 4										特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)		
		フリガナ	シーウィードアキタ										担当者 連絡先	所属	人事課	
		氏名又は名称	合同会社シーウィード秋田											氏名	与市兵衛	
		個人番号 又は法人番号	4	0	0	0	0	2	0	0	5	3		6	3	5

給 与 所 得 者	フリガナ	サダクロウ										普通徴収	年 税 額	55,500 円
	氏 名	定九郎											納付済額	16,500 円
	生年月日	昭和55年5月5日											納付済期	1 月随時分 (期分) まで
1月1日 現在の住所	八郎瀧町字大道 8 0 番地										特別徴収開始予定月	7 月分(翌月10日納入期限分)		
現 在 の 住 所	八郎瀧町字中田 6 7 番地 4										納付書の要否	(要) 不要		
備 考											※市町村記入欄			

※二重納付を防ぐため、未納分の普通徴収の納付書がある場合は、この届出に添付するか破棄してください。

※納期限を過ぎているもの、過年度のものは特別徴収に切り替えることができません。必ず本人が納付するようにお伝えください。

※年税額が0円の方、全額を納付済の方については届出の必要はありません。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

八郎潟町長職務代理者 殿  年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者) ※変更前	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ											担当者 連絡先	所属	
		氏名又は名称												氏名	
		個人番号 又は法人番号													←個人番号は 右詰で記載
変更事項 ※変更項目のみ記入すること	所在地	〒										変更年月日	年 月 日		
	フリガナ											担当者 連絡先	所属		
	氏名又は名称												氏名		
	個人番号 又は法人番号													←個人番号は 右詰で記載	電話
変更理由		右から 番号を 記入	1. 氏名又は名称の変更 2. 所在地の変更 3. 法人格取得 4. 個人事業化 5. 特別徴収事務の一本化 6. 合併による変更(登記上法人は存続) 7. 合併による変更(登記上法人は解散) 8. その他(備考欄に記入)												
(変更理由が5,7の場合) 変更後の特別徴収義務者指定番号		右から 番号を 記入	1. 変更前の事業所の指定番号を使用 2. 変更後の事業所の指定番号を使用(番号がない場合は新規取得)												
特別徴収関係書類送付先の変更 (1の場合右欄に記入)	所在地	〒										担当者 連絡先	所属		
	フリガナ												氏名		
	氏名又は名称												電話		
	右から 番号を 記入	1. 新規登録・内容変更 2. 登録済送付先の廃止													
備考											※市町村記入欄				

※指定番号の切替・新規取得を行う場合は、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。提出されないと処理が行えません。

※指定番号に変更がない場合は納付書は送付しません。お手元の納付書をそのままご利用いただけます。

# 記入例

## 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

八郎潟町長職務代理人 殿  令和8年6月2日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者) ※変更前	所在地	〒018-1621 八郎潟町字家ノ後6番地1										特別徴収義務者 指 定 番 号	8686868			
		フリガナ	ハチロウガタコミュニティ										担当者 連絡先	所 属	庶務係		
		氏名又は名称	有限会社八郎潟コミュニティ											氏 名	ニャンロク		
		個人番号 又は法人番号	8	6	8	6	8	6	8	6	8	6		8	←個人番号は 右詰で記載	電 話	018-875-5804
変更事項 ※変更項目のみ記入すること	所在地	〒018-1692 八郎潟町字大道80番地										変更年月日	令和8年6月2日				
	フリガナ	エイトプロダクション										担当者 連絡先	所 属	総務課			
	氏名又は名称	株式会社8プロダクション											氏 名	ニャンパチ			
	個人番号 又は法人番号	4	0	0	0	0	2	0	0	5	3		6	3	5	←個人番号は 右詰で記載	電 話
変 更 理 由	7	右から 番号を 記入	1. 氏名又は名称の変更 2. 所在地の変更 3. 法人格取得 4. 個人事業化 5. 特別徴収事務の一本化 6. 合併による変更(登記上法人は存続) 7. 合併による変更(登記上法人は解散) 8. その他(備考欄に記入)														
(変更理由が5,7の場合) 変更後の特別徴収義務者指定番号	2	右から 番号を 記入	1. 変更前の事業所の指定番号を使用 2. 変更後の事業所の指定番号を使用(番号がない場合は新規取得)														
特別徴収関係書類送付先の変更 (1の場合右欄に記入)	所在地	〒018-1635 八郎潟町字洲先244番地										担当者 連絡先	所 属	住民税担当			
	フリガナ	エイトプロダクション キュウヨジムセンター											氏 名	ニャンマサ			
	氏名又は名称	株式会社8プロダクション 給与事務センター											電 話	018-875-5800			
1	右から 番号を 記入	1. 新規登録・内容変更 2. 登録済送付先の廃止										備考					
備 考											※市町村記入欄						

※指定番号の切替・新規取得を行う場合は、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。提出されないと処理が行えません。

※指定番号に変更がない場合は納付書は送付しません。お手元の納付書をそのままご利用いただけます。